

高等教育の修学支援制度（授業料等減免）に関する規程

（目 的）

第1条 この規程は、大学等における修学の支援に関する法律に基づく、経済的理由により就学が困難な者に対する学業継続のための経済的負担軽減を目的とする支援のうち、名古屋ブライダルビューティー専門学校（以下「本学」という。）が行う授業料及び入学金の減免の取り扱いに関して必要な事項を定める。

（定 義）

第2条 支援とは、授業料及び入学金の減免並びに独立行政法人日本学生支援機構（以下「JASSO」という。）が実施する給付型奨学金の支給を受けることをいう。

2 JASSOによる対象者認定を受けた者を支援対象者、JASSOによる対象者認定を申請する者を申請者とする。

（支援の区分と支援額）

第3条 支援の区分と支援額は以下の通り定める。

区 分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
支援額	満額	第Ⅰ区分の 2/3	第Ⅰ区分の 1/3

2 本学入学時奨学金が該当している場合は、奨学金適用後の額に対して支援する。

3 支援区分は、学業成績や直近の家計の経済状況等を確認し、JASSOが決定・変更する。

（手続き）

第4条 申請者・支援対象者は、必要に応じて、支援に関わる申請・届出・申出を行わなければならない。

（申請者の推薦と認定）

第5条 申請者の JASSO への推薦は本学・運営委員会が行い、申請者の対象者認定は学業成績や直近の家計の経済状況等を確認し、JASSOが行う。

（通 知）

第6条 本学は、申請者・支援対象者に対して、JASSOによる支援者認定結果、適格認定による判定結果（継続・警告・廃止）、新たな支援区分等における通知を行うこととする。

2 適格認定による判定内容（継続・警告・廃止）は、JASSOの定める通りとする。

(支援方法)

第7条 授業料及び入学金を含む学納金は徴収し、支援対象者に認定されたことを本学が確認できた後に還付する。

2 支援対象者に対して、授業料の徴収を猶予することができる。但し、猶予を希望する支援対象者は、授業料の納付期日までに所定の様式で申請することとする。

(家計急変)

第8条 家計急変の対象は、JASSOの定める通りとする。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、高等教育の修学支援制度の実施に関して必要な事項は、運営委員会の議を経て、校長が別に定める。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は運営委員会で審議のうえ、校長が行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から適用する。